

【 検 査 】**6 7 3 超音波検査（断層撮影法）（その他）の算定（甲状腺腫）について****《令和 7 年 9 月 3 0 日》****○ 取扱い**

甲状腺腫（単純性・びまん性）に対するD215「2」ロ（3）超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））の算定は、原則として月 1 回まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

超音波検査は、高周波音波（超音波）を対象臓器等に当て、反射した音波の強さや反射するまでの時間等様々な情報を元に映像化（画像化）する検査であり、超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））は、厚生労働省通知※に「体表には肛門、甲状腺、乳腺、表在リンパ節等を含む。」旨記載されている。

単純性（びまん性）甲状腺腫は甲状腺が腫脹した状態であり当該検査はその診断、病態把握に有用ではあるが、同一月に複数回の実施は過剰である。

以上のことから、甲状腺腫（単純性・びまん性）に対するD215「2」ロ（3）超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））の算定は、原則として月 1 回まで認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について